

Title	消費組合運動と組合使用人
Sub Title	
Author	町田, 義一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.11 (1925. 11) ,p.1633(93)- 1651(111)
JaLC DOI	10.14991/001.19251101-0093
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19251101-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

蘭西の諸學者に關しては津田誠一氏『佛蘭西經濟學に於ける價值論の發達』第十八卷七八九、十、十一號を併讀されたい。

消費組合運動と組合使用人

町田義一郎

ウエップ夫妻がその著 *A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain*. 1920 中に論じたるが如く、社會主義的國家組織に於ける消費者の任意的團體たる協同組合はその社會的並に經濟的職分極めて重大にして興味深き問題なるが、現時の資本主義的經濟組織の社會にありても亦等しく興味ある問題たるを失はざる可し。消費組合運動は彼の「ロッチデール開拓者」の成功以來未だ一世紀を出でざる今日、既に歐洲諸國に於ては全家族の三分の一を包括するに至り、その母國たる英國の状態を見るに一千萬の家族中組合員として三百萬乃至四百萬の家族を有し、年々二億磅を超過する家事必需品を供給し、之等巨額の商品の生産輸入を自ら行ふのみならず、組合自ら工場農場船舶保險或は銀行業すら資本家の利潤若しくは私人企業に依らずして經營しつゝあり。(S. & B. Webb. *A Constitution*... p. 248 參照)

然らば今日斯かる成功を納めつゝある此組合運動は、現存の生産分配の組織に將來何等急激なる變革なきものと假定して、今後如何程發展し得可きか、その活動可能の範圍如何。論者或は此發達

に制限ありきなし、或は然らずとす。されど今此問題を考察するに當りて、之が判定に充分なる根據を與ふものと思はる、互に相關連せる幾多の問題あるを見る可し。先づ組合運動全體としての發達或は一國內に於ける之が發達如何は消費組合運動と(一)將來に於ける資本主義的生產分配並に國家その他の自治體の公營事業との關係、(二)社會主義運動との關係、(三)生産者としての勞働者、特に組合の使用人及び勞働組合(組合使用人並に一般の)との關係、(四)組合運動の終局目的並に之に對する組合の立場如何、——チードの所謂個人主義型、社會主義型、眞の協同組合型の何れが是なりやの問題 (Gide - Consumers' Co-operative Societies, pp. 224-242 參照) (五)國民性並に、一般國民就中勞働階級の所得状態等尙幾多の問題に依り左右せらるゝ所大なる可し。又之を個々の組合の發達に就きて見ればチードの掲ぐるが如く(一)經營、(二)組合數の重複(overlapping) (三)組合員の性格、(四)人種、(五)周圍の諸事情(op. cit., chap. vii 參照)等種々の條件あらん。

今之等の一二を取りて見るに第一の資本主義的生產及び分配に取つて代り得る可能性に就きては過去の成功に徴して必ずしも難しとせずと説く者あり。分配の方面に於ては或は然りとすも、之を生産の方面に求むる時はウェップ夫妻すら消費組合の生産は生産の最も經濟的なる單位(economic unit)を有する必要があるが爲に大なる制限を蒙り自ら製造せずして販賣のみを行ふ場合多きを認む。之れ組合員の消費餘りに僅少にして全市場に供給する製造業者の如く低廉に生産し得ざるに依る。されど夫妻は組合員と成ること一般に普及し、組合員が此運動に對し、全き誠實を盡すに至りなば斯かる制限は大いに排除せらるゝものと爲せり。(Webb - op. cit., p. 250 參照) 又國家及び自

治體の公企業の發達と此組合運動の發達の相接近せる場合に於ては勿論ウェップ夫妻の言の如く衝突はあらざる可し。(Ibid. p. 253)更に第五に掲げし所に就きてみるも此運動の發達如何はその國の國民性、就中その徳性及び組合精神自治精神の有無強弱に依ること極めて大なるは明らかにして、先きに掲げしチードの「性格」及び「人種」中に於て彼が云はんも此點にして、ロバート・オウエンが此運動を以て「新道徳世界」(The New Moral World)と稱せるも亦此點に重きを置けるに外ならざるなり。(Gide - op. cit., p. 162)之と共にウェップ夫妻が述るところの國民所得の大小確實不確實、就中多數勞働者の所得餘りに小なるか或は不規則にして何時奪はるゝか不定なるが如き状態に在りては此方面へ消費組合の發達は求め得べからざるに於て英國に於てすら、今尙ほ内職賃銀勞働者、臨時傭人及び僅かの所得に依りて衣食する一般勞働者は、その所得の不規則なるが爲めに消費組合の組合員たる利益に浴し得ざるなり。又一方には單なる階級的偏見に捉はれし有産階級及び自由職業者階級ありて此等の家計は組合が職工家族の必要に應じつゝあるが如きものにては満足せず、又僅少なる節約に誘はるゝが如きこともなきなり。(Webb - op. cit., p. 249)

第二の社會主義運動との關係及び第四の組合運動の終局の目的とするところ並に之に對する組合の立場如何、に依りて起る問題は之を他日に譲り、茲にはチードの前掲著書及びウェップ夫妻のThe Consumers' Co-operative Movement, 1921 に據りて第三の協同組合運動と生産者としての勞働者の關係如何の問題中特に協同組合對使用人並に使用人の勞働組合の關係につき聊か述べんと欲す。而して以下或は協同組合と稱することあるも皆な消費者の協同組合即ち消費組合の意なり。

今日の消費組合は卸賣組合生産部の労働者並に小賣組合の下級使用人より大卸賣組合の支配人に至るまで、その間に幾多の種類の従業者を使用すれど之等廣義に於ける生産者としての使用人並に彼等の加入若しくは組織せる労働組合と、消費者としての労働者の組織せる雇主たる消費組合とは現在の状態にては未だ必ずしもその利害關係相一致せざるなり。此兩者を將來如何に調和せしめ得べきかは消費組合運動の前途に取りて極めて重大なる關係ありと云ふべし。

ロッチデール組合の創業當時に在りては總ての労働は組合員若しくは發起人の篤志に依り無報酬にて行はれ、或は罰金制度を設けて組合員全體に各自割當の勞務を交代に行はしめんとせしことあり。(B. Webb - The Co-operative Movement in Great Britain 1920 p. 73) それぞその後有ゆる組合は有給の従業者を使用して今日に至れるが、組合と従業者との關係は組合が未だ單に販賣を營むに過ぎず、従つて又普通の労働者階級より地位稍々高き店舗使用人を雇備するに過ぎざりし時代には兩者の間に何等問題を生ずるに足らざりしが、組合が自ら生産に従事し筋肉労働者を——一般に労働組合に加入せる——使用するに至りて茲に恰かも國家對官業労働者の關係に類似せる問題を惹起すに至れり。組合も従業者も共に労働者階級に屬することなれば互に僚友とこそ見做すべきなるに、事實は然らずして、往々労働者が企業の支配權を掌握せる際中流階級の雇主よりも苛酷なることあると等しく、消費組合の場合に在りても亦、自己に關係ある特殊の方面以外には全く無知なる労働者に依りて組織せらるる經營委員會はその雇備者に對し之と同様の態度に出ることなしとせざるなり。更に此虛に乗じて消費組合運動に心よからざる人々は従業者を使喚して組合に反抗せしむるが如きことありと。以上はデードの所言なれど (op. cit., pp. 207-208) ウェップ夫妻も認むるが如く賃銀又は俸給を得てその一生を組合員仲間の爲めの仕事に暮しつつある組合員にして且つ使用人たる者の利害は生活の資を此運動以外に求めつゝある組合員仲間の利害とは必ずしも一致すべきものにあらず (Webb - The Consumer Co-operative Movement, p. 183) 況て組合員ならざる組合雇備の労働者と後者との利害の相一致せざるは當然の事と云ふも過言にあらざる可し。

先づ英國に於ける使用人の地位に關する論争の跡を前掲のウェップ夫妻の著書に據りて顧みるに既に述べたるが如く、そもく論争の起りしは卸賣組合生産部の設けられし以後の事にして然かも最初の論争は何等直接使用人に就きてにはあらずして協同組合組織の理論に關する意見の相違より起りしなり。恰かも卸賣組合が一八七三年に自ら生産部を設けし際、當時此運動内に勢力ありし中流階級の理想主義者——生産組合の基礎の上に立ちてその生産物を消費組合に賣却する自治工場を増設を寧ろ望める——は生産組合に依る組織が多く産業に於て明かに實行不可能にして、且つ試みられし處にては到る所失敗に終り又消費組合の自己生産に反對するが如き議論は殆んど成立し得ざるを見て、之等協同組合理想主義者達はこの「使用のための生産」に雇はれつゝある筋肉賃銀生活者のため少くとも事業の「利潤の一部の分配」を要求せり。即ち利潤分配の要求を提起せるなり。されど斯くの如き要求は「交易のための生産」に代ふるに「使用のための生産」を以てせんとする消費者の協同組合の基礎そのものとは相容れざるころにして、單なる「分配」には雇人等が道德的に要

求し得る「利潤」なるものの存せざるは利潤分配主張者等も認むるところなりき。されど一度卸賣組合が「分配」より「生産」へ進むや、衡平の觀念否協同組合の精神そのものが労働者に對して單に充分なる標準賃銀と良好なる労働條件との與へらるべきを要求するのみならず、又彼等労働者が之を作り出すに與りて力ありと稱せらるゝ「利潤」(彼等自らの工場の利潤たる)と廣く「卸賣組合」のそれたるを問はずの一部分を分配さる可きことを要求すは彼等理想主義者の主張するところなりき。

英國に於て二十餘年間に亘りて會議毎に論争の的となりし此主張は使用人自身は實際上少しも與らざりしところにして實に産業組織の相對立せる二觀念間——爾餘の世界との交易の爲め、生産者の集團に依りて行はるゝ製造(従つて其生産は「利潤」を目的とし之に對しては筋肉労働者は恰かも資本家に對する如く幾分の分配を要求し得べきこと當然なり)の觀念と、自己の消費若しくは勞務の爲めに全消費者の民主制に依りて行はるゝ製造(従つてその生産は使用の爲め、生産にしてその中には分配すべき何等の「利潤」もあり得ず)の觀念との間の争ひなりき。理論を離れ次の事が明かとなるに至れり。即ち卸賣組合の各製造部が多種多様の労働者に對してその従事する特殊産業の「利潤の分配」に正に相應するが如き何物かを與ふことは全く實行不可能なること、及び生産品は市場に販賣せられずして單に任意的評價に依り他の部へ輸送せらるゝに過ぎざるが故に斯かる「利潤」なるものは明確に量定し得ざる可き之なり。英蘭協同組合主義者は卸賣組合の總ての使用人(生産及び分配方面の)に事業全體の利潤分配を行ふは何等の利益をも齎さずして、唯だ賃銀に加へらるゝ増減有無常なきボーナスを與ふることゝなるに過ぎずとなせり。蓋しこの利潤は職工の熱心若しくは能率と無關係なる市場の機會に支配さるゝのみならず、購買高を標準とする配當の額に就き採用せらるゝ方針に依り左右さるゝものなればなり。然るに蘇格蘭卸賣組合の理事等は斯かるボーナスを與ふることに決定し又小數の小賣組合(Store)も期間の長短こそあれ、總ての使用人に之を與へたるがウェップ夫妻の知る限りにては何等見る可き成績を挙げずと。又蘇格蘭卸賣組合にても何等特別の利益なきを悟り、且つその加入組合中にはこの方法が最早殆んど行はれざるを見て一九一八年遂に之を廢止するに至れるが何等不平非難の聲を聞かずと云ふ。同一見解は佛、獨、白、伊等の——利潤の絶滅こそ協同組合の眞の目的とせるところなるにその利潤を使用人に分配するなどの考へ決して起らざりし——協同組合主義者に依りても殆んど一般に認められしなり。(Webb—The Consumers' Co-operative Movement. pp. 183-186. 邦譯二二三頁——二一八頁参照)ウェップ夫妻も

述るが如く經濟學者も亦之と同一見解を懷けり。今此點に關してデードの意見を覗ふに大様左の如きものなり。

個人企業、株式會社並に生産者の協同組合に於てすらその事業の利潤を労働者に與ふるは甚だ良きことなれど、消費者の協同組合は之を行ふに最も適せざるものなり。蓋しその名稱よりして既に利潤獲得を禁せんとする事業に於て利潤分配を云々するは不合理と云はざる可らず。消費組合の目的は正に利潤の排除にあり。組合員に分配するところのものは單に組合員の購買に基ける貯蓄に過ぎず。されば労働者は何等之を要求するの權利なし。労働者の手より生ぜるにあらざりて購買者のポケットより出ればなり。而して之を行ひ得るものとせば組合員に對する配當中より行ふの外なく

斯くては必然配當額の減少を來し組合の發達を阻害するに至るべし。之が主張者は使用人及び労働者の利益を増進し熱心を促し結局生産費を減少し全組合員に對する配當の増加を來すべしと稱すれど、利潤分配制度なるものが一般労働者に依りて餘り歓迎せられず、且つは俸給に對して之より生ずる増収は極めて小額(英國にて之を實施する組合は賃銀に對する平均五分)なるを惟ふときその主張者の言は餘りに樂天的なり云ふべし。(Gide—op. cit., pp. 214-217)

三

英國に於ける多くの熱心なる協同組合主義者は協同組合使用人の間に労働組合の組織せらるゝに反對し同盟罷業に依り脅され驚愕せるなり。されど「卸賣組合」の製造工場使用人にとり又は大消費組合の生産部の使用人にとりてすら、唯だ協同組合の加入者なりと云ふことのみにては膏血(sweat-money)或は個人的壓迫を蒙らざる保證とは見做し得ざりき。即ち十九世紀の末までは同時に組合の使用人たる組合員には絶対に理事の選舉權を與へざるを普通とし組合員の集會は待遇不良に對する使用人側よりの不平に耳を傾けざりき。勿論幾つかの労働者に對する改善は協同組合主義者に依り行はれ例へば毎週半日の休みを與ふる制度の如きは既に一八六一年よりポストン協同組合の採用せるところなり。又病氣の際には屢々一層人道的待遇が與へられ概して一層大なる斟酌が行はれたり。されど十九世紀末までは協同組合使用人中比較的地位低き者、就中女子及び小女が普通に小賣商店にて見らるゝが如き驚くべき低廉なる賃銀を受けつゝありしは事實なり。故に消費組合による産業組織に於ても労働組合運動の必要なること毫も國有制度或は資本主義制度に於けること異ならざることを漸次明瞭となるに至れり。(Webb—op. cit., pp. 187-189邦譯二一九—二二二頁參照)

問題は組合員の小部分が地方組合(local society)或は卸賣組合の何れかの協同組合に雇はれ、時々賃銀、労働時間その他の雇傭條件が總ての場合一般労働組合の標準と正確に一致せずこの不平を鳴す機會ある靴工機械工其他の職人(craftsmen)の労働組合より起り時に同盟罷業すら行はれたり。されど大規模なるは少なく又劇烈なるは存せず、普通惡感情を残さずして勿々静まれり。消費組合の經營委員も資本家より安價なる賃銀を支給せんとの考へは毫も有せず、一般に之等經營委員も支配人も労働者が自己の權利なりと爲すところのものを寧ろ知らずして行ひしにて決して之を無視せんとせしにはあらざるなり。さり乍ら消費者として團結せる賃銀生活者と生産者として團結せる賃銀生活者との間の小なれども然かも度々繰返さるゝ爭議の弊を矯めんが爲め既に一八八二年に早くも「相互の理解を促し、且つは協同生産の振興を爲め」労働組合會議(Trade Union Congress)と協同組合同盟(Co-operative Union)との一共同委員會が設立せられたり。労働組合會議委員會(Trade Union Congress Parliamentary Committee)と協同組合同盟より各四名つゝの代表者を以て組織せられ「調停者の役を勤めんため」協同組合とその使用人との間に起る有ゆる爭議に對し「充分調査を遂げその調停の容らるゝと否とを問はず詳細なる報告を労働組合會議及び協同組合會議にそれ〴〵提出せんと企てたり。一八九九年の此委員會の報告中には「協同組合の大工場、工場或は賣店は公認労働組合賃銀率を支拂ひ且つ之等の大工場、工場若しくは賣店の存する地方に於けるそれ〴〵の特種産業部門に普通行はるゝ公認労働組合労働時間を採用せざる可らず」と又「労働條件に關

する如何なる不平も同盟罷業若しくは工場閉鎖の擧に出づる以前先づ共同委員會の調停に附せざる可らず」との記載あり。

大なる全國的労働組合運動の協同組合運動に對する要求は、資本家たる雇主との團體取引に依りて贏ち得たる雇傭條件が、協同組合及び卸賣組合の理事に依り形式的にも亦精神的にも認められ、加ふるに之等二大労働階級の團體の役員は社會上對等なるものとして相接すべしといふにありき。而して此兩組合運動間のこの媾和條約は當時の労働組合主義の哲學と一致せるなり。十九世紀後半の英國の労働組合指導者は暗黙の裡に現存の産業組織を承認し、その努力を雇主と團體的に締結せる契約條件の維持並びに漸進的改善に集中せり。當時の労働組合指導者は一方には營利的資本家に依り行はるゝ私企業と、他方には消費者の協同組合運動若しくは國家及び自治體事業との得失を論ずるに、殆んど専ら營利的雇主と、消費者或は市民の代表者との何れがその労働組合の組合員に最良の労働條件を供するやの見地より爲せり。斯くて英國に於ける兩組合運動間に安定を見んとする形勢を示せるが三つの新事實によりて覆されぬ。

第一は二十世紀の初葉に當りて、協同組合使用人の有力なる労働組合の發達之なり。此労働組合は類似の資本家企業には組合を有せざるか、或は之を有するも極めて不完全なるものより有せず、又何等公認せられし標準雇傭條件を得ること能はざりし種々なる労働者により主に組織せられたり。斯くて「道德的最低」(Moral Minimum)或は少なくとも「最低生活賃銀」(Living Wage)に對し特別の要求をなし、やがては協同組合經營委員會となりつゝある團結業と熟練職工の生活費に近き最低生活費を要求するに至れり。第二は協同組合使用人團體の有能なる指導者が、各産業はその産業に關係せる労働者に依り統制せられざる可らずとの産業管理權の問題に關して消費者團體と生産者團體との之を要求し得べき權利の輕重如何てふ古き論争を新らしき又一層微妙なる形式にて提起せることなり。第三は新しき此二要求、即ち協同組合使用人に特別條件を與へよとの主張と協同組合使用人の組合をして協同組合の産業を統制せしめよとの要求より、労働組合運動そのもの、中に地方協同組合内及び卸賣組合の事業内に働きつゝある各種労働者は如何なる基礎の上に労働組合を組織すべきかに關する烈しき論争起るに至れることなり。(Webb - op. cit., pp. 189-193 邦譯二二二—二二五頁)

四

英國の労働組合界に於て今日普通に A. U. C. E. として知られ労働組合中最も團結鞏く、且つ最も進歩的なるもの、一たる此組合は謙讓なる精神の下に小規模なる「マンチェスター及び地方協同組合使用人組合」(Manchester and District Co-operative Employees' Association)なる名稱の一共濟組合として一八九一年に創設せられしものなり。創設後の二十年間に徐々に協同組合使用人の組織せる他の地方組合を併合して一八九五年には規模全國的となり、協同組合使用人合同組合(An Amalgamated Union of Co-operative Employees)と稱するに至れるが、一九〇六年に至るも尙ほその組合員數は一萬五千人を越ゆることなく殆んど男子なりき。又一九一一年までは何等罷業基金らしきものを有せざりき。戰時中及び戰後に至りて國民保險法(National Insurance Act)の實施及び労働組

合運動普及の結果と、賃銀値上と時間短縮に對する此組合の大なる成功の結果組合員は急速に(就中女子の方面に)増加し來り、一九二〇年には總數十萬人に達しその中九萬人は協同組合運動に雇はるゝ者なり。されば今日二十萬を越ゆる協同組合運動の使用人中九萬人以上(一九二一年に於て)はこの使用人組合(A. U. C. E.)に加はり、その殘餘の者は一部分は十六歳以下であり、又多くの者(殊に蘇格蘭、南ウェールズ及び、英蘭南部にては)は寧ろ「全國店員合同組合」(National Amalgamated Union of Shop Assistants)に加はれり。尙ほその他「全國書記組合」(National Union of Clerks)又は何れかの「クラフト」組合("Crafts" Union)の組合員たるものあり。(Webb—op. cit., pp. 193-214 邦譯二二五——二二六頁參照)

英國に於ける協同組合運動の使用人の組織せる團體の波瀾に富める歴史に就きては之をウェップ夫妻の著書に譲り(op. cit., pp. 194-219 邦譯二二七——二五五頁參照)茲には先づチードが彼の所謂「眞の協同組合」の立場にあつて消費組合に對する労働組合の要求するところに如何なる態度を探れるかを祝はんと欲す。チードは労働組合の要求を以て(一)労働組合の労働者に對し最高賃銀、即ち労働組合所定賃銀の支給、(二)最少労働日時、(三)労働組合員以外の労働者の排斥の三要求とす。而して協同組合は是等の要求少なくともその第一項第二項は一般に實施せんと努めつゝあるところにして社會主義的色彩の有ゆる組合及び大多數の組合はその労働者並に従業者に對してその組合の經濟狀態に適合せる最も有利なる賃銀を支給するを原則とせり。勿論或組合が此點に於て普通の雇主と同様なることありと雖も一概に「協同組合は労働狀態及び労働者の賃銀を顧みず」と稱するが

如きは過言なりと云はざる可らず。さり乍ら今日組合は労働組合所定賃銀の支給並に開店一日八時間等は一般商人との競争上實施し得ざるところにして労働組合の雇傭契約條項に従はんとして之が爲に協同組合の失敗を來すは却つて労働階級の利益に相反する行爲と云はざる可らず。勿論労働組合所定賃銀は支給し得ずとするも、少なくとも最低賃銀(Minimum Wage)の支給は保證し又一般に同一仕事に對しては男女共に同一支給を行へり。

協同組合主義者は協同組合の従業者に依りて行はるゝ同盟罷業、就中同情罷業を以て極めて不都合なりとなし、先年巴里に於けるパン屋職人の罷業中消費組合のパン焼職人が同情罷業を執行するや協同主義者は大いに怒り、協同組合は事實上労働者に依りて労働者の爲めに組織せられたるものなるが故に斯かる罷業は單に労働者階級の利益に反するのみならず又その作戦を誤れるものなり、蓋し協同組合經營のパン店獨り開店し罷業者に對してのみ供給せば罷業そのものに大いに役立ちしならんを稱せり。

労働組合側の第三の要求、即ち労働組合員以外の労働者の排斥は若干の社會主義的協同組合に依りては是認せらるゝところなれど一般には顧みられざるなり。労働組合側の此要求に對しては、然らば各労働組合員をしてその附近に協同組合の存する場合強制的に之に加入せしめよと云ふに等し。労働組合が協同組合の爲に行はざる事柄を協同組合に對して要求するの理由存せずと答ふるを以て足れりと爲す。而してチード一派の協同組合主義者は労働組合並に協同組合は共に各自の手段方法に依りて組合員を募る可きものにして相互に之が募集機關となるの必要なし、又協同組合はその使

用人が労働組合に加入するは敢て答むるところにあらずして此點は凡て使用人の自由なりと稱す。然るに彼等協同組合主義者は先きに英國の例に見たるが如き協同組合従業者が組合使用人のみにて組織せる労働組合を以て「明かに變體なり。如何となれば労働組合はその本來の定義の上より職業的 (professional) 團體なるも分配組合は職業的のものにあらず」と。食料雜貨消費組合の使用人が食料雜貨店使用人組合に加入するは當然許さる可きことなれども、「若しも同一組合使用人間に團結し同一職業の僚友と共に團結せざるに於ては彼等はその協同組合に反抗せんと團結せること明かなり」と。デードは斯く稱すれども消費組合の従業者が同一消費組合の組合員たる場合には又別個の關係を生すべけれど、生産者としては飽くまで利害關係を異にし労働組合の定義如何は問ふところにあらず、既に述べたる如く、組合加入者なりと云ふことのみにては膏血或は個人的壓迫を蒙らざる保證と見做し得ざる以上は組合雇傭の労働者が自己の利益を増進せんと互に團結するは決して不都合と云ふ可らず當然の權利たるのみ。デードは斯かる労働組合の存在を以て兩者の敵對を示せるものにして遺憾なりと稱すれど、既に述べたる如く英國に於ける A. D. C. E. の組織を初め各國に於て組合使用人の労働組合は組織せられ消費組合と妥協して着々成功を納めつゝあり。先きに擧げたるが如く協同組合運動將來の發達如何は「生産者としての労働者及び労働組合の關係」を如何に調和妥協せしめ以て之と共に進み得るか問題極めて重大なりと云ふべし。更に此問題中には茲には論及せざれども労働者の「生産者としての協同組合」との關係、或は前掲の如く所得不定にして消費組合に加入し得ざる労働者との關係、更には又消費組合に加入せざる労働者若しくは之に反對なる労働者並に彼等の團體との關係等幾多の論ず可きものありと云ふべし。

五

以上聊か論評を加へつゝ述べたるが如く (Cite-op. cit. pp. 207-210 參照) デードの協同組合主義なるものは全然消費者本意のものと稱すべく労働者が消費組合及び労働組合に加入するを全く各労働者の自由問題とせる如き、又は兩組合相携へて組合員の増加を圖るに反對するが如き或は協同組合使用人の労働組合を組織せるを遺憾とするが如き之れ凡て労働組合と提携し共に社會組織或は經濟組織の改善に盡さんとの意あらざるや明かにしてデードは寧ろ兩組合の關係を不則不離のものたらしめ置き將來兩者の間に起る虞ある衝突に對して隨時處せんとするが如き觀なきにあらず。されどデードは前述の如き協同組合雇傭の従業者間に強大なる労働組合の組織を見るに至りたる以上は協同組合は之が壓迫に對抗せん爲の防衛基金を設けざる可らずと爲す。

而して又デードが消費組合對使用人の間の調停策として擧ぐるものに左の三方法あり。即ち(一)使用人を組合員たらしむるの制度、(二)利潤分配制度、(三)責任支配人制度之なり。消費組合の従業者又は労働者とその組合に強制的に加入せしむるに於ては彼等労働者は自ら己の雇主となり何等利害の相反するものなく又自己に對しては敵對し得ざる可く、最早雇主と使用人との關係存せずして單に各々自己の職務を有し、而して凡て平等なる労働者あるのみに至るが如き觀あれども、事實はその解決斯く容易なるを得ざるなり。此問題に對しては消費組合内に三様の態度あり。

社會主義的色彩の組合は此制度を採用し組合員中より使用人を募り或は使用人は必らず組合員と

なるを條件とせり。

然るに多數の組合は之に反し使用人、勞働者はその組合員となるを許さず(附近の他の組合に加入する権利は認むるも)。斯かる消費組合論者は同時に組合員たり使用人たるは同一人にとりて相矛盾せりと見做すものなるが、此使用人排斥は一面協同主義の思想に相反するものと云はざる可らず。されどデードは事實問題としては此説を支持するに論據ありと稱す。即ち

第一、凡ての組合員は實際上にも亦規定上にも平等なるが故に、事業の經營に欠く可らざる規律と權威とを大いに損するの虞あり。支配人も爾餘の使用人も同一權限を有するが故に前者の命ずるところ行はれず、又解雇するも組合員としては解雇せられざるなり。

第二、販賣使用人が同一組合の組合員、即ちその組合より購入する組合員たりせば、自ら自己に販賣することとなり不法なる取引自づと行はれ易し。又更にその使用人が監督者(administer)となり自己の行動を監督する事を必要とするに於ては斯る職務の混亂は事業の遂行に危険なり。

第三、斯かる不正の疑ひなしとするも總會に使用人が決議權、役員選舉權を有して出席するは少なからず經營の任務を複雑ならしむるものあり。勿論使用人の組合員は全組合員に比して極めて少數なるが故に従つてその出席は大なる不都合を來さざる可しとも稱し得べけれども、之等使用人は常に總會に提出せんと欲する不平を有すべければ彼等の出席は最も勤勉なるに、往々見るが如く普通の組合員が不熱心にして出席せざるに於ては總會の席上に於て通過する案は組合そのもの利益よりも更に使用人に有利なることあり得べし。

デードは以上の如き論據を認むれども彼自身之に贊するにはあらずして、彼は組合に加入する權利をその使用人に拒むは「彼に疑念を起さしめ又豫め組合に對し偏見を懷かしむるならん。若し又吾々が使用人に自己に販賣することに反對するとせば、假令その組合の店舗が公衆に販賣する場合にてもその店にて購入する權利を拒まざる可からざる可し。之は少しく劇烈に過ぎざるや」と。更にデードは使用人の出席は若干の不利益を除きては有利なるものと爲せり。蓋し「如何なる事業にても服従するを要する人々が自ら取締に任ずるに於ては之等取締を受くる人々の間に高尚なる教養と氣風を要するは疑ひを入れざるに於て斯かる精神こそ正に協同組合が創造し獎勵せざる可らざるどころなり。吾々は組合員及び使用人の二重の役目が不正行爲に導くものとは信せず、之を以て警戒者なりと樂觀す可きなり。蓋し如何なる欺瞞手段も配當減少の形にて組合員たる使用人に反撥すべければなり。」

以上の二態度に對して最も多數の組合は使用人が之に加入すると否とは全く自由となせり。之れデードの贊するところにして恰かも組合使用人の勞働組合への加入と同一の態度と云ふべし。

六

此使用人加入の問題は單に組合員となるのみならず、その經營委員會の委員となるを得るや否やの問題となる時は更に微妙なる關係を生ずべし。デードは組合員となる權利を認めらるゝ以上は經營者として選出せらるゝ權限を拒むは不可能なる可しと爲し、而して經營委員となるその人數を制限すべしと説く。「蓋し使用人がその經營に携ると云ふは正當なることにして更に組合の活動に有

利なると共に組合が自己の使用人に依り經營され統轄せらるゝは組合にとりて許し難きところなり
——組合は彼等使用人のものにあらざるなり」と。

然るに或社會主義協同組合はその組合に屬せざる所のその使用人に委員會にて働くを許すものあり。されど斯かる権利は全く勞働者としての資格に基づけるものにして組合員としての資格に依るにあらず。チードは之を以て「國家の官吏及び使用人が公共委員會及び政府委員會に代表せらるゝ權利と同一原則なれども、後者に就きては此改革は有利なりと認められ又國家行政は之に依り概して得るところあらんも、協同組合に關しては全く相異れり。組合に加入するを欲せず、組合に殆んど何等利害關係を示さざる使用人に組合を支配する權限を附與するは理由なきが如し。更に斯かる處置は全く不法にして、斯かる行爲を爲す組合は消費組合として何等の地位を有せず。事實問題として持分資本 (Share capital) を有する組合にては、集會は經營者として組合員以外の者を選出する權限を有せず、更に又若し組合員外の者が集會及び投票に干與する時はその集會及びその決議は無効なり」と。

組合對協同組合使用人の調停方法としてチードが第二に擧げたる使用人に對する利潤分配の制度に就きては既に述べたるが故に次に第三の手段たる責任支配人制度を觀るに雇傭支配人を半ば獨立ならしめ責任を負はしむる方法之れなり。今日大商店が支店設置の際にその各支店支配人に對して在庫品に就き責任を有せしめ不足生ぜざる際には之を賠償せしむるの方法を消費組合に於て模倣せんとするものなり。

今日協同組合の大なるものに至りては三四百に及ぶ支部を有するが故に、之等多數の支部に散在する使用人を監督すること甚だ困難にして、チードは此場合前述の販賣使用人を組合員と爲し或は又利潤分配を行ふ制度を以てしては使用人の非行或は不注意に對し組合を安全ならしむるに足らずと稱し、此責任支配人制度を以て組合の利害とその代理人の利害相一致するものと爲す。蓋し可及的多額に販賣し、自己の責任を負ふ減損を最小限に減ずるは支配人にとりて利益なり。斯くて使用人は單なる有給使用人たらずして獨立の契約者となる。唯だ異なるは彼が代價を決定せざるの一事にして、組合には安全を又使用人にはその仕事に自由を與ふ。されど此制度はチードも認むるが如く「斯く個人の利害といふことにその保證と動機を求むるが故に協同主義は自己が廢止なす使命を有するその主義に依頼しつゝあるなり。疑ひもなくこの事は矛盾なり」と。されどチードは之を辯明して「如何なる施設も、假令革命家と雖もその出發點として斯かる必要事項を採るにあらずんば周圍の状態を變更し得ず」と。尙ほ此制度を利用するも組合は之を以て親組合の利益を増進せんが爲めに使用人虐使の手段として利用するが如きことなく、消耗に對しては充分寛大なる限界を定め、又如何なる場合にも最低俸給の支給は保證せられしなり。

以上を以て組合對使用人の關係に對するチードの所説の大様を述べ終りたるが尙ほ個々の問題、例へば組合に對する使用人の種々なる要求、又は組合員として組合内に於ける權限の制限の如き又は對勞働組合調停機關の如き興味ある幾多の實際問題に就きてウェップ夫妻がその著(山村喬氏の好譯書あり前掲頁數を示せるもの之れにして本稿に於ては同氏の譯をそのまゝ、借用せる處少なからず)中に記するところは凡て略せり。